

精華町立山田荘小学校水泳指導業務 仕様書

1.件名

精華町立山田荘小学校水泳指導業務

2.履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(うち授業実施予定期間)

令和7年6月6日～令和7年9月30日

令和7年10月28日～令和7年12月31日

3.実施対象校

精華町立山田荘小学校(以下、「実施対象校」とする)

(所在地) 京都府相楽郡精華町桜が丘二丁目22番地1

4.対象者

学年	児童数
1年	47名(3名)
2年	43名(3名)
3年	46名(3名)
4年	49名(1名)
5年	38名(3名)
6年	48名(3名)
合計	271名

※上記は令和7年4月1日の児童数

※令和7年4月1日の児童数をもって契約することとし、その後の児童数の増減については、考慮しないこととする。

※()内の数字は特別支援学級在籍児童数

5.実施場所

受注者が所有又は提供する屋内水泳施設(以下、「水泳施設」とする)

6.移動

学校から水泳施設まで全生徒及び教職員の移動ができるよう受注者がバス等を確保し、送迎を行うこと。その際、全児童、教職員が安全に乗り降りできる場所を確保し、最も安

全な経路で送迎すること。また、バス等降車時は、バス等に児童の置き去りがないように対策を講じること。

7.施設及び設備

(1) 場所

実施対象校から、バス等で片道30分以内の水泳施設を原則とする。なお、移動時間は、インターネット等の一般的な計測方法で算出する。

(2) 水泳施設

- ①「学校環境衛生基準」もしくは同等の検査基準に基づく水質検査を実施し、認定を受けていること。
- ②原則、25メートル6コース程度の大きさの水泳施設とし、コースロープ等により、コースの区切りが可能なこと。
- ③水深については、プールフロア等を利用し、児童の泳力や身長に合わせ、安全が確保できる水位に設定すること。
- ④障害のある児童や、個別に配慮が必要な児童に対して、実施対象校と協議のうえ、適切に対応すること。

(3) その他

①保健施設

- ・体調不良の児童を休ませる場所を確保すること。
- ・緊急時にAEDが使用できるよう、施設内に整備すること。

②更衣室

- ・男女別の更衣室があること。利用時に一般利用者と区別するなど配慮すること。
- なお、学校よりそれぞれの更衣室に教員を配置する。

③見学児童の待機場所

- ・教員の監視下に見学児童が待機できる待機場所を確保すること。

④安全管理・管理体制

- ・常時1名以上の監視員（監視に専念する者）を配置すること。
- なお、上記に加えて必要な場合は、実施校と協議の上、教員を配置することも可とする。
- ・施設内の気温及びプール等の水温は適切に管理するとともに、熱中症対策を万全に行い児童の健康に留意した安全な水泳授業が実施できるようにすること。

8.指導内容及び評価

(1) 指導日程

①実施日及び実施時間

- ・祝日及び夏休み期間を除く月曜日から金曜日までとする。
- ・往復の移動時間も含めて、実施時間は8時40分から12時25分まで、13時00分から15時10分までの間とする。

②指導時数

- ・発注者、受注者及び実施対象校にて協議を行い、必要な指導時数を確保すること。
- ・1回あたりの入水時間は60分を基本とし、更衣や移動・準備体操の時間を含めて合計2時間授業とする。
- ・指導回数は全学年5回とする。

(2) 指導人数

水泳授業は1つの学年または2つの学年（1・2年生、3・4年生、5・6年生で分割）で1クラスを基準とする。但し、受注者及び実施対象校で協議を行い、同意が得られた場合は、1つの学年内で授業を分割して授業を実施することも可とする。

1名の指導員が指導する生徒を15名程度を基準とし、指導に必要な指導員を配置すること。

なお、指導に用いる用具は、必要に応じて受注者が用具の提供を行うものとする。（ビート板、ヘルパー等）

(3) 指導内容

「小学校新学習指導要領解説 体育編」「小学校における水泳指導の手引き－安全管理を徹底するために－」の内容を基本とし、実施対象校の年間指導計画の学習内容を基に、受注者及び実施対象校で協議を行い、指導内容及びカリキュラムを決定すること。

(4) 指導方法

- ①教職員と指導員のチームティーチングで授業を実施し、プール内での技術指導は主に指導員が行うこと。
- ②事前に実施対象校と協議し決定した指導内容に基づき、安全を確保したうえで、指導に当たること。
- ③特別支援学級等に属する生徒については、別途受注者と実施対象校で協議の上、合理的配慮をもって指導に当たること。
- ④学校教育活動の一環であることを踏まえ、教育的な立場で指導に当たること。また、実施対象校の求めに応じながら、必要に応じて児童個々に応じた指導に当たること。

(5) 実施対象校との協議及び日誌の作成について

①事前打ち合わせ

実施対象校と受注者は、移動、水泳指導に関することについて、事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととする。なお、打ち合わせの場所・方法については実施対象校と受注者で協議し決定する。

②実施

やむを得ない事由により、水泳指導を中止する場合は実施対象校から受注者に連絡する。この場合の振替日等については、実施対象校と受注者で調整し、指導回数の確保に努めることとする。

実施にあたっては、安全で効果的な指導を行うこと。また、実施対象校と受注者は、指

導内容等に関する打ち合わせを随時行い、指導と評価の一体化に努めること。

連絡・相談担当者や相互の役割を明確にしたうえで連携を図り、効果的な指導を目指すこと。

③報告

受注者は、一回毎の水泳授業実施後にプール管理日誌（別紙1）を記載し、指導に当たった指導員・教員、指導内容等を記録すること。

(6) 泳力判定、評価

①泳力判定及び評価については、指導前に発注者、受注者及び実施対象校で協議の上、評価に必要な項目を定めておくこととし、認識を合わせて指導に臨むこと。

②泳力判定は受注者が保有するツールを基に指導者が行うこととする。

③評価は受注者の協力のもと、教職員が行うこととする。

9.委託料の支払い

(1) 年1回払いとする。委託料の支払いは、全水泳授業完了後とする。

(2) やむを得ない事情により、水泳事業の実施が不可となった場合のキャンセル料等は発生しないものとし、発生する諸費用は受注者の負担とする。

(3) 8.(5)②の代替授業日を確保できなかった場合、実施できなかった授業日相当分の委託料は支払わない。

10.その他

(1) 責任の所在

水泳事業、監視、移動にあたっては、安全第一とし、事故防止に努めること。また、事故が起こった場合は、発注者及び実施対象校と協力し事態の収拾を図ること。なお、以下の場合、受注者が責任を負うこと。

①水泳授業中に、指導員の重過失等により事故が発生した場合。

②受注者が手配するバス等で移動中に事故が発生した場合。

③施設の瑕疵等により事故が発生した場合。

(2) 委託業務完了後は、業務完了報告書を速やかに提出すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合、発注者、受注者の協議により定めるものとする。